

会議名 (審議会等)	川西市個人情報保護審議会(第35回)		
事務局 (担当課)	総務部 行政室 総務課 内線(2323)		
開催日時	平成17年6月14日(火) 午後6時30分～午後7時30分		
開催場所	本庁舎 4階 庁議室		
出席者	委員	池田委員(会長)・長尾委員(副会長)・井手委員・井上委員・高島委員・田中委員・塚口委員・中西委員・葉狩委員	
		欠席者: 園田委員	
	事務局	西総務部長・竹中室長・篠木課長・森課長補佐・佐藤副主幹	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 会長あいさつ 2 審議事項 諮問第20号 川西市個人情報保護条例の整備について (1) 指定管理者制度の導入に伴う条例の見直しについて (2) 個人情報保護法との整合性に伴う条例の見直しについて 利用停止請求権について 3 その他		
会議結果	別紙、審議経過のとおり。		

会 長：挨拶
事務局：説明

本日提出資料の確認及び説明
事前送付資料 開催通知
本日提出資料 レジメ

指定管理者制度に伴う川西市個人情報保護条例の改正に係る検討資料
現行条例における本市の実施機関の主な個人情報保護の仕組み

審議事項

- 諮問第20号（川西市個人情報保護条例の整備について）
（1）指定管理者制度の導入に伴う条例の見直しについて
（2）個人情報保護法との整合性に伴う条例の見直しについて

会 長 それでは、最初に本日の予定ですけれども、前回の指定管理者の案件について、ちょっと事務局のほうに宿題ということをお願いしていた件がありますので、最初に宿題なっていた継続の件について審議を行って、その後、議題2「個人情報保護法との整合性に伴う条例の見直しについて」と、こちらの方に入っていきたいというふうに思っております。それでは、事務局のほうに宿題としてお願いした点がありますから、その点について、ご説明いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

事 務 局 説明（略）

会 長 ありがとうございます。今ご説明していただいた件について、何なりとご質問いただけたらと思いますけど、いかがでしょうか…。資料の下の方の、情報公開条例における審査会の指定管理者制度に関する考え方ってこのと整合するほうがいいと思うんですけど、ここはどういうことを、結局、結論付けてるんですか。何かものすごく横に長いから読みにくいので。事務局、一度ここを読んでみてくださいか。

事 務 局 はい。（ 資料朗読 略 ）

会 長 なるほど。そうすると、情報公開条例では、出資法人等と同じ扱いをするという、一応、方向性ですね。情報公開条例では、出資法人についてそういう規定をして、それに伴う罰則規定とか、そういうのは必要ないわけですから。罰則規定なしという話になるけど、個人情報保護の場合は、指定管理者制度の導入に伴って、個人情報の保護条例の手直しをしようっていうのは、やっぱり罰則を課したいっていう話なんでしょう。漏らしたときのね。だから、出資法人等ということで、笠岡市の場合でも出資法人の責務があって、その次に指定管理者の特例というようなものを置くわですな、これ。指定管理者に罰則を課すというのは、それを導入すると、出資法人にも罰則を課さないとおかしいという話になるわけですかね…。

副 会 長 とりあえず、これにしておこうということですかね…。
会 長 出資法人じゃなくて、指定管理業務に従事するものというのには、罰則を設けたいという趣旨で条例の改正をやっているところが多いわけですからね。罰則を伴わないというのは、あまり値打ちがないってことになるんでしょうかね…。受託事務従事者っていうのは、罰則の適用の対象としますよね。そこに、東京都の条例がありますようにね。今度は、逆に

事務局	<p>受託者等にすると、自己情報の開示が請求があった場合に、受託者というのは開示の対照になっていないという話やね。出資法人は、一応、対照となるわけですけどね。そこらへんのところが、痛しかゆしという話のようですがね…。他の自治体はどのようにやっているかな…。指定管理者というものについて、自己情報の開示請求したときにどう扱うかって問題ですけどね、それはここの事務局の説明ではどうなるんですか。そのときは、指定管理者がストレートで開示の請求に応じるって話になるわけですか。それとも、市の実施機関を経由して出すって話になるわけですか。</p>
会長	<p>今の出資法人並みの位置付けということを考えますと、指定管理者にその辺のルール化を促しまして、指定管理者のほうに出していただくと。市を経由せずというように考えにことなるのかなと思います。</p>
事務局	<p>指定管理者がストレートで請求した人に開示するという…。 そういう方向になるのかなと思います。</p>
事務局	<p>出資法人には、出資法人なりのそれぞれ、例えば情報公開であるとか、個人情報情報の要綱かなんかを持たせるってこと？ そうですね。</p>
委員長	<p>情報公開審査会のほうも 実施機関としては検討しないわけじゃないけども、時機尚早だし、一応実施機関に組み入れるということはよしましよという話ですよ。</p>
委員長	<p>そうですね。 ですから、その位置付けとして、出資法人としての位置付けをするということをやったんだと思うんですけど。じゃ、それに合わせましようということで、情報公開と同じように、個人情報の保護に際して、出資法人というようなことにすると、ここでいう出資法人というのはどういう扱いになってましたかね？個人情報では。</p>
委員長	<p>努力規定ですね。 努力規定かなんかになっちゃうんだな。その罰則というのは…。</p>
委員長	<p>ないわけですね。 それが困るんやな…。</p>
委員長	<p>第5条ですね。 情報公開の場合は、それでいいんやけどね…。そこらのところいかがでしょうかね。ご意見はあろうかと思うので、何なりとご発言いただきたいんですけど…。</p>
委員	<p>情報公開条例の情報公開審査会の意向としては、出資法人の扱いが望ましいというふうに読みとったらいいんでしょうか。 そうですね。</p>
委員	<p>ということは、受託者等という方向には進まないということですね。 情報公開のほうでは、そうでしょうね。</p>
委員	<p>欠点のところ、先ほどおっしゃったような、努力規定であるということ、あるんですけど、結局、法的な立場に立つということだから、いわゆる努力規定でいいというふうに把握したらいいんでしょうか。なぜ努力規定で収まっているのか、ということについての質問ですが…。</p>
委員長	<p>個人情報保護条例のほうですか。 はい。個人情報保護条例のほうで、出資法人がなんで努力規定であるのかという…。 市が監視、監督できる立場にあるという、そういう位置付けにはなってないんですよ。法律上はね。独立した団体なんですよ。市とは独立した団体ですから、まさに市の自主性を重んじて、そちらのほうで重視してやってもらおうと。しかも業務というのは、公の施設の管理に限定されているというところで。もう一つは、公の施設の管理については、指定</p>

会 長	<p>管理者っていうのは市の行為をある種、代行をするんですけども、それ以外はそうじゃないわけですから。広く一般的な規律をかけてしまうっていうことになると、やっぱり通常の民間事業に、あるいはNPO団体のようなものに条例でもって、パチッと規制をかけるっていうのはどうかなという部分もあるんです。市とは独立してるから実施機関ではないというのはわかる。</p>
委 員	<p>だから、出資法人の場合、一定の個人情報を取ると、これは民間部門の個人情報保護法の適用を受けるってことになるわけかな。これは...。</p>
会 長	<p>ある一定以上の情報を取り扱うのであるのならば、そうなるということでしょうけどね。</p>
委 員	<p>そうすると、個人情報保護法のもとにおいて、処罰云々というようなものは、被ってくるようなことにはなるわけやね。</p>
副 会 長	<p>ただ、いくつかのデータの数がありますよね。 5,000件以上です。</p>
委 員	<p>だから、公の施設の管理だけで、多分、5,000件はいかないだろうというのは明らかなんですよ。その他でどれだけ情報を取り扱うのかという部分もあるんですよ。</p>
事 務 局	<p>個人情報保護法の罰則というのは、漏洩に関する罰則ではないですよ。</p>
委 員	<p>そうですね。必ずしも漏洩じゃないですね。</p>
事 務 局	<p>是正命令の違反とか。 いわゆる行政処分に対する違反行為。行政指導か...。市に対する違反っていうか、従わなかったときですよ。</p>
事 務 局	<p>そういうことですよ。漏洩に関する部分については、民法か何かの法の...、刑事法ですかね、処罰関係なんかでいう、その法になってくるのかなとは思いますが...。</p>
会 長	<p>情報公開条例において、受託者自身が持っている情報の開示っていうのは、どうなるんですかね。</p>
委 員	<p>受託者については、無いですね。</p>
委 員	<p>何も無いね。受託者は民間のものだから、市に促すようなことは何も無い。そうすると、情報公開条例上は受託者みたいなほうに位置付けるといわけじゃいかんわけで、実施機関にするか、出資法人の扱いにするかっていうことしか考えられないわけやね。そういう意味ではね。しかし、今度は個人情報保護条例の立場からいくと、受託者というのと同じ扱いにするということも多いに考えられるわけだし、出資法人の扱いとしてもいけるということで、出資法人にすると...。しかし、出資法人に処罰規定を置いたら...。出資法人には処罰規定はなくても、指定管理者に処罰規定を設けるっていうことは、やっぱり整合しないってことになるんですかね。</p>
委 員	<p>でもね、指定管理者について、罰則定めようと思ったら、すごいややこしいですよ。事実上...。指定管理者って、別に公の施設の管理だけやってるわけではない団体であるとするならば、その部分のみを取り上げて、その部分だけの個人情報の漏洩について、罰則適用するというのは難しいと私は思うんですけどね。</p>
会 長	<p>大阪市の場合は、実施機関が行う個人情報の取り扱いの例による旨の規定を整備すると。実施機関に準じた扱いをするというわけね。指定管理者の保有する個人情報の本人からの開示、訂正および利用停止の請求、是正の申出及び情報の提供の申出に対しては、実施機関が、指定管理者から、当該個人情報の提供を受け、開示等、決定等行うとともに、指定管理者に対し、必要な処理を行わせる旨の規定を設けると。このようになってますね。</p>

委 会 委	員 長 員	一般的な質問をしてよろしいですか。 どうぞ。 私、コミュニティの方に関係しているものなんですけども、コミュニティも市のほうから、月に何十万というようなお金いただいて、コミュニティ運営をしているということなんですけれどもね。これが受託者であるのかどうかわかりませんが、いろいろ運営していく上において、名簿作成をしたり、コミュニティ活動を行おうと思ったら、あらゆる名簿を、特に役員には必要ですよ。それは、総会のときに皆さんにお借りするでしょ。ということは、役委員とか委員とか何百人分になりますね。そういう人が、同じ情報を持って帰ってるわけです。そういうのもこういうようなことに適用されるようになっていくんでしょうか...。これは、一般的な質問ですよ。コミュニティ活動も一応、公だと思って、市からの委託等でやっとするんですけど、どうなんでしょうね。そういうところも知りたいなと思って...。今のところそれで、動きを躊躇しているわけなんですけれどもね。
委 会	員 長	多分、受託者扱いでしょうね。 受託者としての何か取り交わしはあるんですか。市との間で。まあ助成金をもらうとかっていうのはあるけれど、市との間の取り交わしみたいな、協定みたいなものあるんですか。
委 員	員	協定というのか、1年間にいくらというね。協定のようなものはありますね。年によっては、金額は幾分かかわるんですけどね。この頃、ちょっと減ってきましたから。その他、高齢者集いの日とかね。そういうのを年間何十万円...。まあ補助金ですな。それで運営してますから。
委 事 務	員 局	多分、その限りにおいては、受託者となるかな。 ちょっと、よろしいですか。今の委員のご質問につきましては、施設の管理ではなくて、施設を管理されている費用ではないんです。いわゆる組織の事業補助みたいな、そういうふうなんです。きっと、委員のほうからのご質問については、例えば総会資料なんかを作られる、そこにお名前がずっと出てくる、それが不特定多数の方に出ていく、そういうことのご心配ですよ。
委 事 務	員 局	そうです。 ですから、そういう部分でございますので。施設の管理に関することではございませんので。
委 員	員	組織運営の問題でしょうか。 だから、指定管理者ではないですよ。これは。公の施設の管理をやるわけじゃない。多分、個人情報の取扱いに伴う事務を委託、依頼されたものという受託者のこの規定に当てはまって。
委 員	員	コミュニティセンターとかありますね、それをセンター長というのか、あるいは公民館長がやってることであって、それに所属しているコミュニティそのものは、管理しているセンター長か、あるいは館長が個人情報を持ってますよね。
委 員	員	それはだって、実施機関ですからね。館長は。その部分を委員が、情報として持ってきて、他の人の情報を集めて保管しておられたら同じことですよね。
委 事 務	員 局	保管してるいうより、みんなに配って公開してしまってますもんね。 おそらく言われてるのは、コミュニティ活動上の役員さんの名簿ですよ。ですから、組織としての名簿ですよ。だから、市が委託とかしてるのではなくて、自主的に活動されてる団体の総会資料というかたちです。条令上の規制とか、保護上の規制とかは受けないとは思いますが。
委 員	員	条令では、規制は受けないけれども、それが漏れて、それが委員から漏

委 員	れたんやって言われたら、多分、民事上の責任を負わされます。だから、それは了解を得といたらいいんです。出しますけど、よろしいなど。それをしないと駄目ですよ。
委 員	そうです。それを必ず事前に。
委 員	それはわかるんですけど、皆さん文句なしにされているので...
委 員	何気なく書くでしょう、それは同じなんです。街や駅前で署名活動とかで書くでしょ、書いたってことは、もうそれで個人情報あなたに伝えますという承諾があるとみなされちゃうんです。
委 員	そう思って、私たちも作って配ってるんだけど。やっぱり、そういう問題があるわけですよ。
委 員	指定管理者をどう位置付けるかっていうことですが、受託者等と一緒に扱うのか、出資法人と同じように扱うかっていうことですよ。受託者の場合ならば、一応、罰則を適用しうる可能性があるけれども、ただそうなると、指定管理者になる人が少なくなる。やめとこうかという可能性があるっていう弊害があるってことですよ。何のために指定管理者制度をつくったのかという、地方自治法上の趣旨がどうも活かせなくなるという可能性もある。
会 長	だから指定管理者というのは、協定を結ぶわけでしょう。市とね。その協定の中に、個人の情報の保護に関する規定を置くことをそこに求めるような条例というのでも考えられるかも知れませんね。
事 務 局	指定管理者制度の条例はこの3月議会のほうで成立をしております、その協定の中に、そういう個人情報保護に関する事項等について、協定を交わしなさいということで、義務付けはしておるんですけども...
会 長	義務付けはしているんですか。
委 員	前に、他の市の個人情報保護条例は、出資法人の責務ということで、説明ありましたですね。ここにもありますけど。努めなければならないというぐらいなことなので、これからさらに何か協定とか、何か結ぶという意味合いに受けとるんですかね。この市の場合...
委 員	だから、個人情報保護条例では努力規定おいといて、作らないといけませんよということを言っておくわけです。とりあえずね。努力してくださいと。もう一つは、指定管理者になる時に協定が結ばれるわけで、その時にあるかどうかをチェックするていう手段をとると。
委 員	だから、これから先に何かお互いに協定を結ぶ可能性があるという...
委 員	というか、協定を結ばないと管理者になれない。
委 員	その中に、いわゆる罰則規定が入るかどうかということが...
委 員	罰則規定ではなくて、市の側が、それがいいことには指定管理者として契約を結びませんとということです。
会 長	協定に罰則を置くってわけにもいきませんからね。だから、指定管理者制度ってというのは、個人情報保護条例との関係では、やっぱり受託者の取扱いをしたほうがいいんじゃないですかね。受託者としての位置付け。ただ、それは情報公開の場合と異なるということになるかも知れないけど、情報公開は情報公開の制度上、出資法人と同じに扱うと。公開について整合がとれるという話なわけですね。個人情報のほうは、個人情報についてのそういう保護を目的としているわけなんで、その観点からいうと、どう位置付けりゃいいかってことになるんでね。何が何でも、とにかく情報公開の制度と、整合させなきゃいかんということにはならんような気もするんですけどね。これは...
委 員	情報公開には受託者制度がないんで、公文書の管理を委託する業者というのはあり得ないわけで。これは、だから情報公開は持っているものを出さずか出さないかっていう話ですけど、こっちは持っているものをどう守るかという話ですから。制度趣旨が違う。したがって、受託者と同じよう

<p>会 長 委 員</p>	<p>に取扱うというふうに考えることもいいんじゃないかとは思いますが、但し、協定を結ぶときに、いわゆる個人情報保護の何らかの仕組みがいるってことを義務付けるわけですから。それに上乘せして、さらに条例で、もういっぺん罰則かけますよというふうにと、ほんとにみんなやめようという話になりますよね。作ってあって、作ってあるものにもかかわらず、条例も適用されるというのは、二重の苦痛のような…。個人情報の取扱いに関連する事務を受託したものが、受託者なんですよ。指定管理者っていうのは、業務を委託してるわけじゃないんですよ。別に。自らの判断で、自らの行為として、指定管理者は公の施設の管理を行わなければならないわけですから。自らの責任において、個人情報保護はやらないかんとということで、協定の中にそういう制度があるんだ、無いと指定管理者にしませんよとするならば、出資法人と同じ扱いでいいんじゃないかと私は思うんですけど。あなたの責任でやってちょうだいよ。ちゃんとねという。それを、協定結ぶときにチェックできるのであるのならば、出資法人と同じ扱いでいいのではないかと。出資法人だと、何か規制が緩やかになるっていう印象は、否定できないでしょう。</p>
<p>副 会 長 委 員</p>	<p>ただ、市が指定管理者に対してどこまでコントロールするかなんです。ある程度独立して、自己責任でもって管理をしてもらうということがあるのであれば、そこはもう自己責任でやってもらうしかないという、裁判やる時だって、指定管理者は独立した行政自治体で、被告の対象になるわけですから…。それでいいんじゃないかなという気もするんですよ。私は…。罰則を適用するかしないか、という問題が大きなウエイト占めるんでしょうけども、条例で罰則って、所詮、その最大で2年以下か100万円以下なんですけど…。</p>
<p>副 会 長</p>	<p>資料の左端の真ん中とところですけれど、すなわち指定管理者制度では、管理を委託するのではなく、指定管理者が市に代わって管理を行うというっていうんですけどね…。</p>
<p>会 副 会 長 委 員</p>	<p>代行するっていうね。 代行…。これどういうことですかね？</p>
<p>副 会 長 委 員</p>	<p>市の権限をそのまま使えるんですよ。公の施設の管理については、今、例えば、公民館を使うときに、使用の申請が出てきますよね。使わせてくださいという。それで市側が使っていいですよという使用許可処分を下すしますよね。それを、まさに指定管理者が行っちゃうんですよ。市じゃなく。</p>
<p>副 会 長 委 員</p>	<p>それを代行すると。 権限が代行されちゃうという…。公の施設の管理については、市の権限をまさに指定管理者が行うんですよ。その範囲において、市側は権限がなくなっちゃうと。</p>
<p>副 会 長 委 員</p>	<p>管理を委託するのではないといいますけど、例えば管理を委託するってどういう意味ですかね。 委託したときには、もともとの権限は残っているんですよ。市側に権限は残ってるんです。</p>
<p>副 会 長 委 員</p>	<p>本人と代理人と…。 委託契約ですね。「あなたに託しました。お願いしますよ。」という話です。こっちはそのまま権限あげたというかたちになってしまう。「もう私にはないです。」という話なんですよ。</p>
<p>委 員 委 員</p>	<p>そうしたら、その実施機関と同じみたいに、この条例をそっくりそのまま適用してくれということはいえない？ 公の施設の管理に関する部分だけ、その個人情報保護条例を実施機関と同じように適用してしまうというのでもいいんですけどね。すると、実</p>

委員	<p>施機関と指定管理者が同じ立場に立ってしまう。指定機関というのはもともと市から独立した機関であるから指定機関になってるわけで、市と一体化するわけではないんです。</p>
委員	<p>ないんですけど、やることは市の代わりにやるわけだから、やっぱり守るべきことは、同じように守ってもらわないといけないというこのがあるんじゃないですか。</p>
委員	<p>そうなると、必ずしも指定管理者という制度が本来の意味の指定管理者にならない。個人情報保護に関しては、指定管理者は市側の監視監督を受けるってことになっちゃうんですね。自分の責任じゃなくて、やらなくなるという話になる。代行というのは、一番ややこしい。</p>
委員	<p>ややこしいですね。でも、ある程度そういうことを踏まえてやらなかったら、今度はその指定管理者の資格を取り上げるという…。</p>
委員	<p>その時は、協定破棄、あるいは協定取り消しということに…。指定管理者の制度の条例がどうなってるのか、よくわからないんで…。</p>
委員	<p>基本的にそういう大事な部分は、やっぱり守ってもらって、それ以外にそのひとなりの、例えば、経済的な面とか、損出を出さんようにやっていく分は、自由にやってもらっていいけど、ある部分では同じように守ってもらわないといけないというところありますよね。だから、やっぱり、すべてが…。</p>
委員	<p>そこを、条例で枠付けることができるかどうかという部分が、今の議論の対象なんですよね。自治体によって、枠組みが違うってことになってる。さて、川西ではどれがいいでしょうかって話になってるわけです。できる限り指定法人の数を増やして、公の施設、市の管理からはずしてそっちでお願いしますよっていうかたちで、やっていきたいのであるならば、出資法人の形態に準じて…。そうでなくて、これも公の行政の一部なんだということで、それを代行させるんだから、市と同じ、あるいは市に準じたような規制は必要なんだというふうに考えるかと…。ということですよ。</p>
会長	<p>だから、代行ということの意味からいうと、やっぱり市と同じような取り扱いというのが、望まれると、市民としては、そういう要望がありそうな気がするね。ということになると、市に準じた個人情報の保護法に徹してもらわんと困るということ。それを確保するものは罰則の規定を及ぼすということじゃないかと思うんですよ。それをどういうふう</p>
副会長	<p>に、わかりやすくいえば、実施機関に入れたら一番いいという話で、わかりやすいんだけどね。それだと、ちょっとほかのところで、整合がとれなくなるという話になるわけで…。</p>
副会長	<p>外に向かつては、実施機関と同じ権限を行使するわけですね。実際はね。</p>
副会長	<p>行政処分も行われるというわけですから、一緒じゃないですかね。質問ですが、前に配られた資料の川西市条例第7号の「公の施設に係わる指定管理者の指定手続き等に関する条例」というのですが、これはもう決定されてるんですね。その中で、具体的な名称が上がっているものとしては、さらに広範囲に老人ホーム、養護老人ホーム、公園条例、それから老人福祉センター、老人憩いの家、社会体育施設、知明湖キャンプ場、デイサービスセンターとか、児童センター、コミュニティセンター等の名称が具体的に上がっているんですけど、こういったものについては、募集をしますよというふうに判断したらいいわけですか。</p>
会務局長	<p>これは、そういうふうな理解でいいんですか。必ずしも募集しますよという規定ではございませんで、この施設については、指定管理者に任せることもできますよと。可能ですよという規定です。</p>

委 事 務 局	員 局	だから、まあ可能性はあると。 ちょっと、よろしいでしょうか。基本的にここに上がってる部分については、今、現在委託でやってる施設なんですね。それで、今度は委託ではなくなって、指定管理者制度に移行するか、もしくは直営であるか、そのどちらかになってこうかと。ここに上がってる分については、現在委託している分ですから、指定管理者制度に移行する可能性が大きいと。それでなければ、今度は直営という形になるわけですから。ただ、その中で公募するかどうかというのは、また別の話になってこようと思います。
会 事 会	長 局 長	具体的な指定ていうのは、議会でするんではしたかね。 決定はそうです。
事 務 局	長 局 長	それで、今議論してますけどね、これを見てるとどうなのかな、事務局の検討したところでは、出資法人等に位置付けもらうのありがたいってな感じになるわけ？
委 事 務 局	員 局	情報公開審査会のほうでも述べていただいていますように、具体的にはコミュニティセンターとかの指定管理については、地域の団体とかにお任せする場面がでて来ようかなと。それで、そういう団体に対しても、強い規制というものをかけるのは、今の段階ではどうかなと。将来を見越して、見直しもできるのではないかなというのが情報公開審査会の方のご意見でございますので、事務局の方としても、現段階においては、この保護条例におきましても緩やかな規制をさせていただいて、将来、見直しの可能性というものを残していただくのがいいのかなというのが、本音のところでございます。
会 委 会	長 員	なるほどね。今のご説明について、何かありませんか。 とりあえず、最初は緩やかにしておいて、できたら活用したいと。問題があったら事後的に…。後でという…。
委 事 務 委 事 会	長 員 局 長	指定管理者制度について、他の自治体が罰則置いたりしてるのに、出資法人並みで努力義務だけやというとな、市民感情からいうと、ちょっと緩すぎるんじゃないかという意見が出てこないかという、気遣いはあるんですけどね。市民の皆さんにとってはどうですかね…。 今あるのは、尼崎とどこがあるんですか。 近隣ですか？ 宝塚とか、伊丹あたりはどうなってるんでしょうね。
委 会	員 長	申し訳ありません。ちょっと、情報のほうが入っておりませんので…。 この間、豊能町の見直しをしたときは、豊能町は受託者と同じ扱いにするという答申はしたけどね。指定管理者が管理を通じて取得した個人情報 の取扱いについては、受託事務従事者と同様の取扱いを図るべきであると。指定管理業務の従事者又は従事者であった者に対しても、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせること、他の目的に使用させてはならない旨の守秘義務を課することができるというような、そういう意見をね。出資法人にしてるっていうのは、わりと少ないんじゃないかなという気も、ちょっとするんですよね…。
事 務 局	員 長	大体、受託者の扱いですね。 そういう迷わしいところもあるけれども、川西は川西なりのやり方という話になると、出資法人からいこうかという、そういう考え方も成り立たないわけじゃないわけだね。どうでしょうかね。これ、今日決めなあかんかね？
事 務 局	員 局	先ほど、事務局の方の思いというのを申し上げさせていただいたんですが、実はですね、指定管理者制度が現実的に動いていきますのが、9月市議会ぐらいからというふうに理解しているんです。それに合わせて条例改正についても、それを想定してる中で、委員の先生方についてはご

会 長	<p>苦勞おかけしているというふうなことになっておるんです。例えば、罰則規定について、この場で、それに合わせて検討していくというようなことになってまいりますと、検察庁との協議という作業が入ってまいります。これについては、ある程度の期間を要してしまうという部分がありまして、9月に果たして間に合うのかどうか、それが私どもの方の懸念材料ではございます。併せて、先般委員さんの中から、改めて罰則の件についても、金額等、国のほうで何か動いてく可能性があるというようなお話があり、それについても、改めて検討せなならんだろうと。そういうふうなご意見もありましたので、そのことも踏まえた中で、ご検討いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
事 務 局 長	<p>というのは、最後には決めないとあかんということですか…。そういうことになるわけやね…。出資法人の扱いをした場合にですね、出資法人が自主的にやるということで、出資法人なりのシステムを持つということだけれども、それについては、市の方はアドバイスをすることにとどまるわけやね、どうしても…。例えば、自己情報の開示の請求の場合にはどうなりますかね。出資法人にストレートでやるんでしたっけ…。一般の情報公開の請求の場合は。</p>
事 務 局 長	<p>そうです。</p> <p>そうですね。だから、自己情報の開示の方は、ストレートに出資法人にも申すと。出資法人は、それでストレートで返すということで…。</p>
事 務 局 長	<p>実際の運用におきましてはですね、そういうシステムになってはおりますが、実際は出資法人から相談が、総務課のほうに来る場合がよくあります。</p>
会 長	<p>そういうのはよくあるね。不服申立てあったときでもね…。それで出資法人の不服申立ては受付けるの…？受付けないよね。</p>
事 務 局 長	<p>受け付けません。ただし、情報公開条例におきましては、実施機関を通じて、情報公開審査会に意見を聴けるようになっております。</p>
会 長	<p>出資法人だから一概にあかんということでもないんですけどね。ちょっと緩やかであることは間違いありませんよ。だけど、これで1回試してみようと。後で、もしどうしても不都合があれば、またいくらでも手直しができないわけじゃないしといことなんです…。ということなら、出資法人でいくのも一つの手だと思うけれども。いかがでしょうかね。皆さんのご意見は…。</p>
委 員 長	<p>いいですか。個人情報保護条例の趣旨というのは、かなり浸透してきていて、私たちの勤め先においても、非常に厳しい自主規制みたいなものをせざるを得ないようになってきているんですね。そういった状況を、それぞれのところが踏まえて、自主的に規制するようという情報公開審査会の動きが正しいと思うんですけど、協定を結ばれる中身の問題になると思いますが、そういった社会の動きをきちっと見極めて、それぞれが自己責任を果たせるようにというような文言を入れて、自覚を促すというのと。同時に、やはり代行しているんだけど、こういった趣旨に照らして、個人情報保護の規定を十分活かすように。そういった場合については、市に相談をしてとかいうようなものがあれば、ある程度市民感情的にも納得してもらえかなと。よそが非常に厳しい対応してる中で、あえてそういうことをしようとするのであれば、そういった契約の中身のところでやっていくと。それから、もう一つは途中で規定の改正はあり得るよということも、はっきりしておいたらいかがでしょうか。個人情報が出てると、任したけれど上手くいってないというような状況の時は、最後に直すというようなことは考えたらいいかなと思ってるんですけど。</p>
会 長	<p>そうですね。この審議会が提言をするわけですから、提言では協定を結</p>

副 会 長	<p>ぶ際には、協定にしかるべく個人情報保護に係る条項を明記すべきだとか、そういうことはいえるわけですよ。それが条例には現れてこないけれども、出資法人としての位置付けをしたとしても、指定管理者として協定を結ぶ時には、そういう提言を尊重して、きちっと個人情報の取扱いについての手だてをするというようなことを確保できれば、それでもいいのかなという気はしますがね…。</p> <p>将来、再検討するという余地を残してですね、やらないとしょうがないんのとちがいますかね…。罰則をやるといっても検察庁との協議もあるようですし。出資法人並みに扱って、当分様子を見ようということにならざるを得ないんじゃないかと思えますけどね。</p>
会 長	<p>罰則は検察庁が注文をつけるからね…。でも、他のところはそういうことで、すでに変更しているところもあるからね。</p>
副 会 長 副 会 長	<p>近隣市なんかやっていますね。</p> <p>前に言ったかも知れませんがね、検察庁の指摘を受けるのは、豊中なんかでも、結局検事正から意見がきてますけどね、「個人情報ファイルを電子計算機処理ファイルに限定しておらず、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の範囲を超えて、罰則を設けているのは、憲法94条に反するものと記されますから検討願います。」とこうなるわけや。ですから、電算処理だけのものにして、マニュアル処理のものを罰則の対象にするなというわけですよ。そういう指摘を受けて、直さないとしょうがないわけなんです。けど、話を聞いていたら、通ったところもあるんですよ。よその検察庁では。早期のやつは向こうが見落としたんか、マニュアルのやつも罰則の対象にしてる条例もね、とおってるのあるんですよ。けど、いつのころからか、全国統一的にね、それに指摘をするようになってきたらしんですけどね。最初は足並み揃ってなかったんかも知れないけどね。今は、どうも行政機関の個人情報保護法違反やと。マニュアルを処罰の対象にするのはね。そういう見解をつくってるみたいですね。だから、絶対指摘してくると思うわ。</p>
副 会 長	<p>やっぱり、構成要件ですからね。きっちりしておかないと、なんでもかんでもというわけには…。</p>
会 長	<p>それでは、今、副会長も言われたように、一応ね、出資法人として位置付けてやっていただくということで、とりまとめってことでよろしいですか。一応、どういう書き方をするかってことは、最終的にもう一回確認することにして、位置付けとしては、情報公開審査会のほうの整合もとれるということ、個人情報保護の審議会も、一応、出資法人として位置づけるということが現時点ではよろしいというようなことで、提言するってことにしてほしいと思えますがね、それでよろしいですか。皆さん。</p>
委 員 一 同 会 長	<p>はい。</p> <p>それでは、そういうふうにさせていただきます。ありがとうございました。そうしましたら、もう一つの、個人情報保護法と整合性に伴う条例の見直しという、このところご説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>説明（略）</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ここで、改正に向けての検討ということでクローズアップされてるのが、利用停止請求権の取扱いですよ。これまで条例では、是正の申出とか、苦情の申出っていうのはあるわけですけども、これは申出はできるけど、それが受け入れられないときに救済の手続きみたいなものがないということになっていたんですが、それを申出じゃなくて、利用停止の請求権として、認めるということが必要じゃ</p>

<p>委 務 事 務 委 事 会 委</p>	<p>ないかって話で、これは行政機関の保有する個人情報保護法が、そういう利用停止請求権というのを規定しているということで、その法律の趣旨に則ってという話になると、こういうのもやっぱりいろいろ必要性があるんじゃないかということになるわけですね。今のご説明いただいたことを踏まえて、この利用停止請求権の取扱いについて、何かご意見ございませんか…。いずれの自治体でも見直しの際には、一応これを採用する方向で検討してると思うね。従来、そういう是正の申出とか、苦情の申出とかってあるから、よかるういうふうにはなってないと思いますから。川西の場合も、これを前向きにやはり検討する必要性があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうかね…。</p> <p>是正や苦情の申出残したままで、利用停止請求権を新たに規定する…。いえ、利用停止請求権が創設をされますと…。</p> <p>残して置いても仕方がない…。</p> <p>苦情の申出は必要かと…。</p> <p>苦情の申出は入るわね。でも、是正の申出は入らんわね。</p> <p>よろしいですか、質問ですが。具体的にはどういう場面が想定されるんでしょうか。例えば、住民票の案件がよく話題になって、新聞なんかに掲載ったりしますが、そういったところまでのところまでも含むのでしょうか。いわゆる、個人として、してほしくないという申出があれば、その個人に対しては、そういう扱いをするというふうに判断するんでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>先ほど、自分の情報を確認するとかなんとかで、自己情報の開示請求をした人が見たら、その取扱いというのが、非常にずさんに行われてるようなこととか、違法に収集したやつが、そこに出てきたとかって話でしような。</p>
<p>委 員 会 長</p>	<p>それで、目的外利用されていて、ここにあるはずなのに、ここから出てきたとか。</p> <p>あるいは、そういうセンシティブ情報みたいなものが、自己情報として開示された後で、そんなの隠してもらわないと困るという話とかという場合に、利用停止請求権というのは、一応、いけるんだと思いますけどね…。どういう場合がでてくるかっていうのは、想像の域しかでないんで、思わぬやつが出てくるかも知れませんがね。とにかく、自分の情報をコントロールするということでは、自分の意に反したような使われ方とか、収集されたものとかというのは、それを削除してほしいとか、あるいは手直ししてほしいとか、訂正とかね…。訂正は、また別にあるわけけれども、利用停止とか。削除も入るのかな、利用停止には。</p>
<p>委 員 副 会 長</p>	<p>そのように書いてありますね。利用の停止又は消去となっておりますね。</p> <p>だから、どういう場合に開示請求するのか、どういう場合にいきなり停止が求められるのか、重さで決めるのか、とにかく手続きとして、全部ここから通っていきなさい、この場合は非常に重いから、いきなり停止を求めなさいという分類というか、重さの程度ですね。明らかにこんな場合はこうせよ、明らかでない、ちょっと中途半端な時は、まず開示請求しなさいとかね。そういうかたちで、手続きを踏むんだろうと思いますが、開示といい、訂正といい、削除といい、みな同じことしてるんですね。いかにも七重八重に情報の性格を競うように心がけているのは、わかりますけど、あんまり手続きが煩雑になってもいいかん。必ず開示にしてという前置にして、そういう単純化するののも一つの方法でいいんじゃないかと思いますがね。よくいう明らかな場合は、直接いけとか。明らかじゃないかどうかは誰が判断するんや、まず申立人が判断して、その次に行政機関で判断するとかですね。そんなところだと思いますけどね。</p>

<p>会 委 会</p>	<p>長 員 長</p>	<p>国の場合は、開示を前提としてるんですか。 してますね。持っていることがはっきりしていて、だから「使うな。修正しろ。」という話でしょうね。 そんな開示請求しなくても、勝手につかっているとかっていうようなのは、指摘出来る場合もあると思うけどね。、そのときだって、開示して、自分で一回確認してからにしてほしいというというのは、理屈としては通るわな。ほんといったら、例外をつくらないかと。緊急の時はそんな開示請求してる暇なんかないと。緊急の時は開示請求しないで、できるっていうふうにしなばいかなんかというのもあるかも知れないけどね。基本的には開示してもらってから、それで不満があったら、中止請求するという図式のほうがよさそうな気がしますな。そうじゃないと、最初からいろいろとややこしいことを言ってきて困ると言う話して…。どうでしょうかね、そもそもこういう利用停止請求権の制度をというのを、今の是正の申出というのに代えてですね、規定する、改正するという点について、何かご意見はございませんか。よろしいですかね。まあ、是正の申出でも、それなりの役割は果たしてきていると思うけどね。だけど、今ひとつ、やっぱり個人情報の保護という観点から、自己情報のコントロールということをより厳しくできるようにするということは、一歩前進という話になるからね。そもそも国の法律も入れてるというようなものをですな、合理的な理由もなく外すというの、ちょっと具合悪いよね…。これは、採用するって方向で、提言するってことでよろしいですか。</p>
<p>委員一同</p>		<p>はい。 いいですね。それで、これはどういうふうにするかということについては、そこまで細かくは、指摘しなくてもいいと思いますけど、ただ、前置にするかどうかぐらいのことは決めてもらいたいと思うけど…。これはどうですか、前置をするということによろしいでしょうかね…。</p>
<p>事務局</p>		<p>その前置の部分なのですが、勿論、前置があった方が個人情報の特定もしやすく、処理における利点もいろいろあるかとは思いますが、一方で開示を前提とした場合に、本市の場合につきましては、自己情報の開示請求についても手数料を設けておりますので、利用停止請求を行使するために、300円の手数料を払って開示の請求をしなければならないという部分があります。それから、現行の制度における訂正請求なんですけれども、これは前置にはなっておらず、そのもまま訂正したいときにできると。また是正の申出も、これまでから前置にはなっていないことでもありますので、このようなことも踏まえてご議論いただければと思うのですが…。</p>
<p>会 委 会</p>	<p>長 員 長</p>	<p>今の是正の申出というのは、開示請求権じゃないわけやね。 でも、どうやって個人情報知り得るんでしょうね。 だけど、開示請求しなくても、利用中止請求権を行使できるっていったら、それにこしたことはないわけやね。手数料を払わせるということをやらせるがために、前置しているといわれるのも気分悪いという話になるんかな。それで、利用停止請求を請求するときは手数料いるの？</p>
<p>事務局</p>		<p>開示が前提となると必要にはなっていないかとは思いますが、例えば、現行の訂正請求ですと手数料は不要ですし、また単なる是正の申出も手数料は不要ですし、この延長線上で考えていくとするならば、手数料は不要となってくるのではないかと考えます。</p>
<p>会</p>	<p>長</p>	<p>だから、たまたま自分の情報がでてるのをみたら、間違ってたとかっていうのあるわけやね、だから、わざわざ開示せんでも自分が知ってて直してくれとか、使うのやめてくれってというのは、それができればそれにこしたことはないわけやね、そういうのをするときに、あらかじめもう一</p>

委員一同長	<p>回うる覚えのこといってもらったらかなわんから、まず、開示請求してもらって、その上で、間違ったら間違ってるで、使ったら具合悪いから、使ったら悪いと言ってくれというのも一つの筋だけだね。それを言わさなきゃいけないという理屈もないわけやね。つまり、開示請求させなきゃ言えないということにしないかん理由もないわけじゃないわけやね。そしたら、何もなくてもストレートで言えるというというほうが、本人の都合からいって、より救済を生みやすいつ話になるわけでしょうからね。これは国の場合とかで、横並びしないで、ストレートでいえるというようなことにしましょうか。ストレートで利用停止請求という必要性があるときはいえるということはどうでしょうかね…。よろしいですか。</p>
事務局長	<p>はい。 慎重な人は、開示請求してからやるとか、なるかも知れないけど。だけど、強制せなあかんという理由もないと思うわ。そしたら、これは開示を前提としないで、何なりと利用停止請求の必要性があるときは指摘できるという制度で、今後、利用中止請求権というものを新たに設けるべしということを提言するというにしたいと思いますね。それでは本日予定の審議をするというのは、一応、ご審議いただいたわけなんです、全体をとおして、何かご意見ありますか。よろしいでしょうかね。そしたら、今日は時間もせまってきましたから、3のその他っていうところで、事務局のほう何かありますか。</p>
	<p>ございません。 それでは、次回は6月30日でしたね。6時30分からということでよろしくお願います。それでは、特にご発言ございますか。無いようでしたら、本日の審議会は閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>